



Title	清華簡『良臣』初探
Author(s)	黒田, 秀教
Citation	中国研究集刊. 2013, 56, p. 83-105
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/58721
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

〔特集二〕

清華簡『良臣』初探

黒田秀教

一、はじめに

清華大学藏戰國竹簡は、今に伝わらぬ史書を現代に蘇らせた。近年、新出土資料が陸續と出土、公開され、古代思想史研究を賑わせているが、中でも清華大学藏戰國竹簡の特色はと言えば、史伝に関するものが豊富に含まれていることであろう。今は篇名のみとなっている『書』や『逸周書』に相当するもの、周の建国から春秋時代にかけての中原における事変を編集した『繫年』など、戦国人士が見聞していたと思われる史書を、今我々もまた目にすることが可能になつたのである。炭素十四測定法により、西暦前三〇五±三〇年に書写されたと思われるこの竹簡群は、まさに戦国中晚期において伝承さ

れていた史伝であり、時人が言を為し政を為す際、その土台としていた歴史觀念が、そこに存在する。

その第三分冊である『清華大學藏戰國竹簡（參）』（清華大學出土文獻研究與保護中心編、李學勤主編、中西書局、西暦二〇一二年十二月。以下「原書」）には、一風変わった史に関する書籍が含まれている。本稿で取り扱う『良臣』がそれである。そこで本稿では、『良臣』の内容を紹介しつつ、その『良臣』から読み取れる、伝世の史伝と異なつてゐる点を中心に、幾ばくかの検討をしてみたい。

二、『良臣』の書誌情報

『良臣』の解題は、原書【解説】において既に述べら

れているので、それを参考にしつつ、『良臣』の書誌情報をお紹介をしておく。

『良臣』は、同じく『清華大學藏戰國竹簡（參）』に収録されている『祝辭』と、同一の書写者によって筆記され、その竹簡の編連も連続しており、全十六簡、簡長は三十二・八センチメートルであつた。篇題は書かれておらず、記述内容が全く異なつてることから、二つに分けて整理し、それぞれ『良臣』、『祝辭』と題したという。

『良臣』は全十一簡で、文字の欠失はない。その内容は、黃帝より春秋時代にかけての、著名な臣をその君主とともに挙げていく、というものである。一部の例外を除き、基本スタイルは「国と君との名、有臣の名」であり、淡々と著名な臣の名を挙げていく。『良臣』と名付けられた所以である。簡文は篇を通じて連続して筆写されており、墨節によつて全二十段に分けられている。また、簡文番号は記されていないが、竹簡写真を見れば、竹簡背面に劃痕が確認でき、配列が妥当であることが確認できる。

黃帝より周の武王までは時代順に、春秋諸侯は国別に記述されているが、鄭の子產周辺と、最後に再び登場する楚とは、他と異なつた扱いを受けている。登場する人物の中には、伝世文献に見られなかつたり、伝承が異

なつていると思われるものもある。さて、史伝の類である『良臣』と祭祀に関する『祝辭』とが同一篇であつた、ということから、本文献が「史官」と何某かの関係を持つてゐることは容易に推測できよう。

三、『良臣』釈読

それでは早速、『良臣』の本文を墨節による段分けに従つて見ていく。『原文』にかかる釈文は、基本的に原書に依拠しており、原書において読み替えられる場合は、それに従つている。——は竹簡番号を表し、それぞれ竹簡末尾に記している。そして重要事項を「」によつて挙げ説明をしていくが、字体の考証など文献の内容理解に直接関係しない事柄は、基本的に省略し、また人物なども、著名であり従来の理解と相異なる場合は、特に触れない。原書から字句を改めた場合は、その経緯を説明している。

「原注」とは原書における注釈を指し、番号もそれに則つている。また「原注」では参考として、当該人物の『漢書』古今人表における評価を掲げている。古今人表は「上上」より「下下」までの九段階に、後漢における

伝承と価値観とによって歴史上の人物を格付けたものである。『良臣』において挙げられている人物は、孔子は当然の「上上（聖人）」であるが、他も「上中（仁人）」「上下（智人）」という高評価を受けていることが多い。しかし、時に古今人表においては評価が低い人物もあり、そうした場合には、本稿においても適宜古今人表の評価も挙げておく。《余節》は、当該段における特徴や『良臣』の文献的性質に関する小考であるが、当該段において特にない場合は、設けていない。

《原文 第一段》

黃帝之師、女和、驛人、保侗。

《訓読》

黃帝の師は、女和、驛人、保侗。

曰、黃帝時雖封泰山、然風后、封鉅、岐伯令黃帝封東泰山、禪凡山合符、然後不死焉。」とあり、黃帝が封禪を行なうあたり三人の人物が指導を加えたとする。人物名に出入はあるものの、戦国時代から後漢に至るまで、黃帝の師と称するに値する人物が三人いた、という伝承が存在していたことを窺わせる。

〔女和〕 未詳。楊蒙生「清華簡《良臣》篇性質蠡測⁽¹⁾」は「羲和」に比定するが、「羲和」の伝承は大別すると(A) (B) の二つの系統に分けられ、いずれも「黃帝之師」と結び付けて解釈することは難しい。

（A）天文と曆とを司る官職

『尚書』堯典「乃命羲和、欽若昊天、曆象日月星辰、敬授人時。」とあるように、もともと「羲和」は堯の臣として記述されていることに加え、その後には「分命羲仲、宅嵎夷、曰暘谷。寅賓出日、平秩東作。日中、星鳥、以殷仲春。厥民析、鳥獸孳尾。申命羲叔、宅南交。平秩南訛、敬致。日永、星火、以正仲夏。厥民因、鳥獸希革。分命和仲、宅西、曰昧谷。寅餕納日、平秩西成。宵中、星虛、以殷仲秋。厥民夷、鳥獸毛毨。申命和叔、宅朔方、曰幽都。平在朔易。日短、星昴、以正仲冬。厥民隩、鳥獸毳毛。帝曰、「咨、汝羲暨和。朞三百有六旬有六日、以閏月定四時、成歲。允釐百工、庶績咸熙。」

とあるように、「羲和」は人名ではなく、「羲氏」・「和氏」のこととされている。

(B) 太陽を生んだ女神、または太陽の御者
『山海經』大荒南經「東南海之外、甘水之間、有羲和之國。有女子名曰羲和、方日浴于甘淵、羲和者、帝俊之妻、生十日。」という記述によれば、「羲和」は女神であり、帝舜との間に十の太陽を生んだという伝説があつたことが知れる。また『楚辭』離騷「吾令羲和弭節兮、望崦嵫而勿迫。」や『楚辭』天問「日安不到、燭龍何照。羲和之未揚、若華何光。」のように、「羲和」を太陽の御者として語る伝承も存在する。いずれにせよ、黃帝と結び付けられる伝承は見当たらぬ。

ところで、『淮南子』説山訓において、「和氏之璧」を「高氏之璧」に作る例があり、「和」「高」は通じる。そこで「女和」は「女高」即ち「女媧」と読めよう。『世本』作篇に「宋均注曰、女媧、黃帝臣也。」とも見える。女媧と黃帝とを直接的に結び付ける伝承は、伝世文献において見ることはできないが、『淮南子』覽冥訓と『山海經』大荒北經とにおいて、女媧と黃帝とは「應龍」という特殊な龍を使役する共通点があり、『淮南子』説林訓には、「黃帝生陰陽、上駢生耳目、桑林生臂手。此女媧所以七十化也。」という記述もあることから、女媧

を黃帝と組にして語る伝承が、曾て存在していたと思われる。

〔鱗人〕未詳。敢えて比定しようとなれば、「鱗」字の左旁「黑」に注目すると、黃帝に関する伝承からは「力牧」が浮かび上がる。即ち馬王堆漢墓帛書『十六經』成法篇に「黃帝問力墨、……」とあり、また『太平御覽』卷八二引『詩含神霧』に「禹之興黑風會紀 注 黑、力黑也。風、風后也。并黃帝臣」と見えるように、「力牧」は「力黑」「力墨」とも記されるからである。では、力牧は黃帝の師と称するに値するような伝承があるのか、という点であるが、『漢書』鼂錯傳に「故黃帝得力牧而爲五帝先。」と見える。

なお、他に該当するかもしれない人物として、『呂氏春秋』審分覽勿躬「黔如作虜首」の「黔如」が挙げられようが、これ以外に登場する文献がなく、未詳の人物である。

〔保侗〕原注〔二〕は、「保」字の右旁は「果」に近く、「侗」「童」は音が同じであることから、馬王堆漢墓帛書『經法』の「果童」と同一人物ではないかとする。なお「果童」は先にも指摘したように、馬王堆帛書『十六經』果童篇にも見え、黃帝の臣としては著名な存在である。

《余説》

上古の伝承とは、どこまでが「神話」であり、どこからが「歴史」であるか、これを区分することは困難であり、その区分は時代や集団を異にすれば、容易に変動し得る。しかし時人が如何に認識していたか、という点については、比較的容易に推測できるものである。『良臣』の記述が黄帝から始まっていることは、戦国時代において史官に関わる者が、黄帝からを「歴史時代」であると認識していた、と看做せるのではないか。『古本竹書紀年』も、今に伝わる佚文からの推測ではあるが、黄帝に関する記述はあるものの、黄帝を遡る帝王への言及は無かつたようである。

上古の帝王について種々伝承があつたことは、『莊子』肱匯篇や『淮南子』本經訓、『太平御覽』卷七六引『六韜』佚文といった伝世文献や、『上博博物館藏戰國楚竹書(二)』所収『容成氏』といった新出土文献からも明かである。しかしそうした伝承は、得てして帝王の名と系譜とを伝えるのみであり、且つその系譜も入り乱れており、「共通認識」であったとは到底考えられないのである。

《原文 第一段》
堯之相舜、舜有禹、禹有伯夷、有益、有史皇、有咎【二】囚。

《訓読》堯の相は舜、舜に禹有り、禹に伯夷有り、益有り、史皇有り、咎囚有り。

「堯之相舜」 堯の晩年に舜が攝政として政務を行つた、という伝承が、戦国時代において既に著名であつたことは、例えば『孟子』萬章篇で孟子の口から「堯老而舜攝也。」「舜相堯二十有八載。」「丹朱之不肖、舜之子亦不肖。舜之相堯、禹之相舜也。歷年多、施澤於民久。啟賢、能敬承繼禹之道。益之相禹也、歷年少、施澤於民未久。」と語られていることから明かであろう。

「禹」「良臣」において、舜の場合は先ほど確認したように「堯之相舜」とあつたが、禹の場合は「舜有禹」と記すだけである。『孟子』においては、禹も舜の相となり、禅讓されたとするが、『良臣』の記述は認識と立場とを異にしているのが明白であろう。
〔伯夷〕 堯、舜、禹の三代に仕えたとされる。『尚書』堯典や『大戴禮記』五帝德篇では、礼を掌つたとされる。
〔益〕 堯、舜、禹の三代に仕えたとされる。舜のもとでは虞官（山沢禽獸を管理）を掌る。『尚書』、『孟子』、『史記』に描かれる益は、禹の同僚であり、禹の治水にも協力していた存在であり、益の事蹟は禹の臣下として

よりも、舜の治世において語られることが一般的である。しかし『呂氏春秋』仲春紀當染では、「非獨染絲然也、國亦有染。舜染於許由、伯陽、禹染於皋陶、伯益、湯染於伊尹、仲虺、武王染於太公望、周公旦、此四王者所染當、故王天下、立為天子、功名蔽天地、舉天下之仁義顯人必稱此四王者。」とあり、益を禹に配属しているが、これは墨家系の文献とされるものである。

〔史皇〕原注〔五〕は、『世本』作篇「史皇、作圖」と、その宋衷注「黃臣臣也、圖謂畫物像也。」『淮南子』脩務訓「史皇產而能書」の高誘註「史皇、蒼頡。」を挙げ、「史皇」を蒼頡に比定する。

しかし『淮南子』脩務訓では、「史皇」は堯、舜、禹、文王、皋陶、啓、契、史皇、羿を「九賢」とする中で登場するが、その後に「蒼頡」も「昔者、蒼頡作書、容成造曆、胡曹為衣、后稷耕稼、儀狄作酒、奚仲為車。此六人者、皆有神明之道、聖智之迹、故人作一事而遺後世、非能一人而獨兼有之。」として、別グループの中に登場している。また『世本』作篇でも、蒼頡は史皇とは別に登場する。「史皇」と「蒼頡」との伝承を見直していくと、「史皇」は「圖」を作り、「蒼頡」は「書」を作つたとする役割区分が存在していたようであり、『淮南子』脩務訓の記述はむしろ例外的なものである。またそこで

「蒼頡」も別に登場することから、戦国時代にあつて両者が同一人物と看做されていた、とする積極的根拠は乏しいのではないだろうか。

結局のところ、「史皇」について確實に言えることは、「作圖」したという伝承だけであろう。なお「史皇」が登場する『淮南子』脩務訓は、墨家系の思想が色濃いとされる文献である。

〔咎囚〕原注〔六〕において、「咎陶」即ち「皋陶」とする。「皋陶」も堯、舜、禹の三代に仕えた人物である。『尚書』堯典や皋陶謨では、刑法を掌つたとされる。

《余説》

『良臣』において、禹の臣として挙げられる伯夷、益、史皇、咎囚（皋陶）の四者について、確実なことが言えぬ「史皇」は扱つき、残る三者は確かに禹にも仕えてはいるが、基本的に舜の治世における活躍が伝承の中心である。然るに『良臣』では禹の臣として記述されており、これが『良臣』の一つの特徴にもなつてゐる。

一見して禹を尊揚することにもなつており、伝世文献において益と皋陶とを禹に配属させるものが、墨家の影響が見てとれる『呂氏春秋』仲春紀當染であることと関連があるかもしれない。

また、この四者の排列において、皋陶を最後に置くこととも興味深い。『良臣』における排列に如何ほどの意味があるのかは、今後慎重に検討しなければならない問題ではあるが、皋陶が刑法を掌つていたことから排列を最後にしたのだとすれば、これは法家思想と距離を置こうとした、とも看做せる。『左傳』において子產の刑鼎が批判されているが、それに類する思考と言えようか。

《原文 第三段》

唐有伊尹、有伊陟、有臣扈。

《訓読》

唐に伊尹有り、伊陟有り、臣扈有り。

〔唐〕 隸定は「康」字とする。原注「七」において「唐」字に読みかえ、殷墟卜辞において「湯」王を「唐」字に作ることもあるとし、殷の湯王のこととする。

〔伊陟〕 『史記』殷本紀集解に「孔安國曰、伊陟、伊尹之子。」とあるように、伊陟は伊尹の子とされている。『良臣』では湯王に配属されているが、『尚書』君奭篇では「在太戊、時則有若伊陟、臣扈、格于上帝。」とあり、「臣扈」とともに太戊の臣とされている。また『史記』殷本紀にも「帝太戊立伊陟為相。」と見え、やはり太戊

の功臣であり、殷中興の立役者として描かれている。

なお原注「八」は、『古本竹書紀年』の、太甲が伊尹を討つた後、その子伊陟に伊尹の田宅を継がせたとする記述と、『良臣』は合致しないと指摘する。しかしこれは単に相続の話であって、必ずしも離縁を来たすわけではない。むしろ世代のことを考えれば、『尚書』君奭や『史記』殷本紀の記述とこそ相反するというべきだろう。〔臣扈〕『尚書』君奭篇に「在太戊、時則有若伊陟、臣扈、格于上帝。」とあるように、「伊陟」ととともに太戊に仕えたとされている。

《余説》

原注「八」が既に指摘するように、「伊尹」と並べ「伊陟」と「臣扈」とをも湯王の臣として記述していることに、『良臣』の特徴がある。『尚書』君奭篇と『古本竹書紀年』の記述をもとにすれば、伊陟は太甲の時に伊尹の田地を継承し、太戊の治世に相として活躍した、という認識もできようか。すると、『良臣』は殷の前期における代表的な名臣を湯王に集約して記述した、ということになる。

武丁有傳說、有保衡。

武丁に傳說有り、保衡有り。

「武丁」『史記』殷本紀によれば、殷朝第二十二代の帝であり、傳說を登用し之を相として、衰微していた殷を中興したという。また、『尚書』君奭篇に「在武丁、時則有若甘盤。」とあるが、皮錫瑞『今文尚書考證』は

「或疑甘盤即傳說、於古無徵。」と述べている。

なお『孟子』公孫丑上に「〔孟子〕曰、「文王何可當也。由湯至於武丁、賢聖之君六七作。天下歸殷久矣。久則難變也。」武丁朝諸侯有天下、猶運之掌也。紂之去武丁未久也、其故家遺俗、流風善政、猶有存者、又有微子、微仲、王子比干、箕子、膠鬲皆賢人也、相與輔相之、故久而後失之也。」とあり、殷朝を総括して語る際に、「湯—武丁—紂」の三帝を以てする歴史觀が戦国期に存在していたことが知れる。

「傳說」「武丁」の項で述べたように、『尚書』君奭篇や『史記』殷本紀において、武丁を助け殷を中興させた功臣として語られる。また『墨子』尚賢中、尚賢下において、「湯—伊尹」、「武丁—傳說」という組み合わせが、

殷を代表する名君名臣として語られている。

更に『楚辭』離騷にも「苟中情其好脩兮、又何必用夫行媒。說操築於傅巖兮、武丁用而不疑。呂望之鼓刀兮、遭周文而得舉。甯戚之謳歌兮、齊桓聞以該輔。」とあり、武丁が傳說を登用したことは、まさに殷朝の代表的な尚賢の例として戦国時代に語られていたことが知れる。

「保衡」原注「一〇」が既に指摘するように、『尚書』君奭篇では太甲の臣として記述されている。また、これは「阿衡」である伊尹のこととする解釈が伝統的であるが、『良臣』では明らかに別人物であり、別世代の人物とされている。

「保衡」に関しては、『尚書』君奭篇と相容れない記述が「良臣」においてされている。そもそも「保衡」なる人物の伝承は、他には偽古文『尚書』に見えるくらいで、もともとかなり限られていた。それがために後世において伊尹に比定する説が唱えられている、とも言えよう。推測に過ぎないが、戦国期において既に「保衡」に関する確実な伝承は残されておらず、賢臣としての名のみが伝えられていたのではないだろうか。または、官職名が伝承の果てに人名として伝わった、と看做すべき

か。いずれにせよ、『良臣』は殷の前期における名臣を湯に、後期における名臣を武丁に配列して記述したのだろうと考えられる。

《原文 第五段》

文王有閔夭、有秦【二】顛、有散宜生、有南宮适、有南宮夭有り、芮伯有り、伯适有り、師尚父有り、號叔。【三】

《訓讀》

文王に閔夭有り、秦顛有り、散宜生有り、南宮适有り、南宮夭有り、芮伯有り、伯适有り、師尚父有り、號叔有り。

【閔夭】「泰顛」「散宜生」「南宮适」原注「一二」が挙げるように、『尚書』君奭篇に「惟文王尚克修和我有夏。亦惟有若號叔、有若閔夭、有若散宜生、有若泰顛、有若南宮括。」とあり、この四者は文王の臣として著名な存在である。それ故に『漢書』古今人表もこの四者を並べて「上中」としており、顏師古は注して「文王之四友也」と述べる。ただし、『毛詩』文王序正義引『書傳』では、「散宜生、南宮括、閔夭三子、相與學訟於太公。四子遂見西伯於羑里。」とあり、「四者」にはまた別の括り方もあったことが知れる。

【閔夭】「泰顛」「散宜生」「南宮适」原注「一二」が挙げるように、『尚書』君奭篇に「惟文王尚克修和我有夏。亦惟有若號叔、有若閔夭、有若散宜生、有若泰顛、有若南宮括。」とあり、この四者は文王の臣として著名な存在である。それ故に『漢書』古今人表もこの四者を並べて「上中」としており、顏師古は注して「文王之四友也」と述べる。ただし、『毛詩』文王序正義引『書傳』では、「散宜生、南宮括、閔夭三子、相與學訟於太公。四子遂見西伯於羑里。」とあり、「四者」にはまた別の括り方もあったことが知れる。

【閔夭】「泰顛」「散宜生」「南宮适」原注「一二」が挙げるように、『尚書』君奭篇に「惟文王尚克修和我有夏。亦惟有若號叔、有若閔夭、有若散宜生、有若泰顛、有若南宮括。」とあり、この四者は文王の臣として著名な存在である。それ故に『漢書』古今人表もこの四者を並べて「上中」としており、顏師古は注して「文王之四友也」と述べる。ただし、『毛詩』文王序正義引『書傳』では、「散宜生、南宮括、閔夭三子、相與學訟於太公。四子遂見西伯於羑里。」とあり、「四者」にはまた別の括り方もあったことが知れる。

【南宮夭】未詳。その名からして、「南宮适」の一族に連なる者と思われる。このように、著名な人物の一族と思われるが、今に伝が遺されていない人物の例として、『繫年』の「伍之難」が挙げられる。「伍之難」は第十五章に登場し、そこで「伍員（伍子胥）とともに吳に逃げ、將として楚と戦つた」という。これは、その後に伝が失われたのか、それとも當時「伍子胥」の伝が誤って二人に分けて伝えられていたのか、俄に判断することは難しい。しかし當時において、「伍子胥」の一族に「伍之難」なる人物がいた、と認識されていたことは確かであろう。少なくとも現在の我々が知るものとは異なった伝承が存在していた、ということは確実である。「南宮夭」も、また同様の事例と思われる。

【芮伯】原注「二六」は、書序には武王の時のこととして「巢伯來朝。芮伯作旅巢命。」とあることを指摘する。しかし『史記』周本紀には、文王（西伯）の時に、「芮」國が文王の決裁を仰いだとする「虞芮之訟」の伝承がある。こうした故事によつて、戦国期において「芮伯」は文王の臣として認識されていたのではなかろうか。

【伯适】原注「二七」に挙げる通り、『論語』微子篇において、周の「八士」の一人としてあげられている。ただし『良臣』においては単独で挙げられていて点が、

『論語』と異なる。古今人表では「中上」となっている。

【號叔】原注「一九」でも挙げているが、文王の次子と

三子とである「號仲」「號叔」は、後世「二號」として

組にして語られることが多い。また、漢代以後は、「東

號」と「西號」と、いずれがいずれに封じられたのか、

という論争がある。

しかし、「良臣」では「號叔」のみが挙げられている。

これは、やはり「號叔」こそが重要な存在であったとして認識されていた、ということであろうし、『尚書』君

奭篇においても文王の賢臣としては「號叔」のみが挙げ

られ、先の「文王の四友」とともに、「文王の五臣」と

呼ばれている。

《余説》

上古の帝王や殷のこととは違い、周の文王周辺は、伝世文献に見られる伝承とかなり近いものになっているが、やはり今に伝わらない伝承の存在もうかがわせる。また、「閼夭」「秦顛」「散宜生」「南宮适」「號叔」も、確認してきたように『尚書』君奭篇では文王の臣として同時に登場しており、基本的に同一系統の伝承に基づいていると思われる。

一方で、次の武王においても同様なのであるが、『良

臣』は書序の記述とは時代が合わないという傾向があり、書序の成立を考える上で本文献は重要になつてこよう。

《原文 第六段》

武王有君奭、有君陳、有君牙、有周公旦、有召公、遂佐成王。

《訓読》

武王に君奭有り、君陳有り、君牙有り、周公旦有り、召公有り、遂に成王を佐く。

【君奭】原注「一〇」において、「君奭」は書序以来「召公」のことであり、「良臣」は誤つて二人に分けてしまつてゐる、とする。しかし、李學勤「新整理清華簡六種概述⁽²⁾」は、「良臣」の記述には本づくところがあるのだろう、とし、また楊坤「清華竹書『良臣』跋⁽³⁾」も李學勤を承けて、「君奭」「保奭」は尊称であつて、召公の名とは関係ない、と見てゐる。

書序と、戦国時代における「生の資料」である「良臣」とでは、やはり「良臣」こそが戦国期の伝承と認識をよりリアルに反映している、と看做すべきではなかろうか。書序によつて『良臣』の記述を「誤り」とするのは、慎重に行わなければならぬだらう。

〔君陳〕 原注〔二二〕は、書序や『禮記』檀弓上引鄭玄『詩譜』によつて、「君陳」は周公の子で伯禽の弟とする。よつて「良臣」では之を武王の時に置き、周公と召公との前に並べてゐることは、書序などと合わないと指摘する。ただし、この「武王」に列挙された名臣の並びを見てみれば、前の三者は「君○」、下の二人は「○公」という法則性を見いだすことができる。

〔君牙〕 原注〔二二〕で述べるように、書序では穆王の時に大司徒となつてゐるが、『良臣』では「武王」に配属されている。もつとも「良臣」は、西周の王は文王、武王の二者しか挙げていない。『良臣』における殷朝が「湯王」と「武丁」とに名臣を集約して記載していたのと同様、西周建国後の功臣を「武王」に纏めて記述したのではなかろうか。なお古今人表では「中上」という評価である。

〔成王〕 『良臣』において「成王」は、臣下に補佐される存在としてのみ記述される。「佐成王」と記述され、「成王之師」という表現が用いられていないあたり、或いは「成王」の王としての存在感及び能力が、さして評価されていない、という読み込みもできようか。しかし、このように戦国期において「成王」を軽んじる認識が一般的であつた、と直ちに看做することは注意を要す。

る。実際に『繫年』においては、伝世文献では周公が主導的に行つたとされてゐたことが、成王が主体的に行つたと理解できる記述がある。戦国期における「成王」像の変化は、今後も慎重に検討していくべきであろう。

《余説》

「有周公旦、有召公、遂佐成王。」という表現からすると、「良臣」においては、周公と召公とは同格として記述されており、周公を特別視してはいないことがわかる。また、この周の武王までが『良臣』において時代順に配列されている前半部である。ただし、確認してきたように、殷は湯王及び武丁、周は武王に、その王朝における名臣を集めて記載しているようである。

《原文 第七段》

晉文公有 四 子犯、有子餘、有咎犯、後有叔向。

《訓読》 晉の文公に子犯有り、子餘有り、咎犯有り、後に叔向有り。

〔子犯〕「咎犯」 原注〔二五〕〔二七〕では、どちらも「狐偃」のことであり、重複して登場しているとする。

また楊蒙生も同様に、これは書写者が気の向くまま書いたことによる誤り、と看做している。しかし、「良臣」が誤ったとするならば、誤った原因も追及すべきではなかろうか。

今、「狐偃」に関する伝承を紐解けば、『左傳』や『史記』によると、「狐偃」は兄の「狐毛」とともに文公に仕えている。「狐毛」もまた文公の放浪に付き従い、後に城濮の戦いでは上軍佐として活躍している。つまり、文公の臣下として名を遺す「狐氏」は、兄弟の二人なのである。

こうしたことを鑑みれば、「良臣」において「子犯」「咎犯」が「重複」していることを、直ちに「誤り」と看做することは難しいのではなかろうか。恐らくは、文公の臣として「二人の狐氏」が活躍した、という認識が前提としてあり、それが「子犯」「咎犯」を列記するという形によって、「狐氏」が二人いたことを記述しているのではないだろうか。また伝承の過程において、「狐氏」兄弟の事蹟や名が、「狐偃」一人に集約されていった、と考えることも十分に可能であろう。

〔子餘〕原注〔二六〕において述べるよう、「趙衰」の字である。

治家であり、『左傳』襄公十六年によれば、平公の傳を務めている。文公からみて後代の人物であるからこそ「後有叔向」と表現しているのだろうが、殷の湯王や武丁、周の武王においては、後代と思われる人物を特に「後」などと特記することなく挙げていたことと、体例が一致しない。「叔向」を挙げた動機について、特殊な事情が存在すると考えて良かろう。

理由としては二つ考えられる。第一に、「叔向」が活躍していた時代を、より厳密に把握しようとする意識が働いたことである。これは『良臣』後部において、「叔向」の同時代人である「子產」に関連する人物が、詳細に記述されていることにも通じよう。第二に、「叔向」自身が極めて名の通った賢人であつた、ということである。野間文史『春秋左氏伝 その構成と基軸⁽⁴⁾』によると、『左傳』に記載されている賢人の発言字数は、「子產」が他より抜きんで多いが、次いで「叔向」が、三番手の晏嬰を大きく凌駕して二番手にあり、また『左傳』中の孔子による批評も、複数回にわたって対象とされるのは、「子產」と「叔向」とのみであるという。なお、子產の刑鼎を批判するのが、この叔向である。今、『左傳』の成立事情には踏み込まないが、「叔向」は史伝において特殊な扱いを受けるに値するだけの所以がある

ことは理解されよう。

『余説』

晉の文公の臣下としては、ともに流浪したものとして、先軫や魏犨、華佗などもいるが、『良臣』においては挙げられていない。もとより名臣を網羅的に挙げるという性質の文献ではないが、如何なる選択基準に基づいているのかは、今後の検討課題である。

『原文 第八段』

楚成王有令尹子文。

『訓説』

楚の成王に令尹子文有り。

「令尹子文」について、これは「官職名+人名」という記述になっている。古代における人名の記述は、時に官名を用い、時に個人名を用い、時に氏族名を用い、というように、複雑であり特に法則性がなく、その結果、今日においてその「名」が官名なのか個人名なのかなどが定かでない場合も多い。しかし、ここでは明確に「官職名+人名」としており、この後も楚の臣下については、「官職名+人名」という記述形式を基本としている。これは明らかに楚の記述を精密にしよう、とする意識の現れであろう。『良臣』の文献的性質を考える上で、重要な要素となってくる。

『原文 第九段』

楚昭王有令尹【五】子西、有司馬子期、有葉公子高。

『訓説』

楚の昭王に令尹子西有り、司馬子期有り、葉公子高有り。

「令尹子文」楚において令尹（宰相）をしばしば務めた名臣である。『論語』公冶長篇には、「子張問曰、「令尹子文、三仕爲令尹、無喜色、三已之、無慍色、舊令尹之政、必以告新令尹、何如也。」子曰、「忠矣。」曰、「仁矣乎。」曰、「未知焉得仁。」」とあり、孔子と子張とが当时にあって、その人と為りを問答するほどの人物であったことが知れる。

「令尹子西」原注〔三〇〕において、『左傳』には令尹となつたことが見えない、としているが、『左傳』定六年に「四月、己丑、吳太子終纍敗楚舟師、獲潘子臣、

小惟子、及大夫七人、楚國大惕、懼亡子期、又以陵師敗于繁揚、令尹子西喜曰、乃今可為矣、於是乎遷郢於都、而改紀其政、以定楚國。」とある。なお古今人表は「中上」と評価している。

《原文 第十段》

齊桓公有龠夷吾、有賓須亡、有隰【六】朋。

《訓読》

齊の桓公に龠夷吾有り、賓須亡有り、隰朋有り。

【龠夷吾】「龠夷吾」とは、原注〔三三〕にあるように、

管夷吾、即ち管仲である。
【賓須亡】古今人表では「中上」の評価となつていて。

《余説》

齊の桓公の霸業を支えた功臣であるが、鮑叔牙が見えない。なお鮑叔牙は古今人表では「上下」と評されている。『左傳』昭公十三年などでは、「齊桓、衛姬之子也、有寵於僖、有鮑叔牙、賓須無、隰朋、以為輔佐」というように、管仲を除く三者が桓公を支えた、という表現がされることもあり、『良臣』で鮑叔牙が挙げられていない理由は未詳である。

鮑叔牙の功績は、桓公を即位させたことと管仲を推挙したことであり、鮑叔牙自身は桓公の治世にあってさほど活躍しなかつたから、という理解もできようか。ただし『上海博物館藏戰國楚竹書（五）』には『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』という文献があり、桓公の治世における鮑叔牙の伝承も作成されていたことが知れる。

ところで、先に晉において「叔向」が特記する形で挙げられていたことを見てきたが、ほぼ同時代人であり、齊を代表する賢人である晏嬰は、『良臣』では挙げられていはない。

《原文 第十一段》

吳王光有伍子胥。

《訓読》

吳王光に伍子胥有り。

【吳王光】闔廬のことであるが、実は「吳王光」という表現がされることとは珍しく、先秦の文献では類似例がない。『繫年』第十五章も「吳王闔廬」としている。「光」は諱であり、『良臣』に挙げられる国君の中で、闔廬だけが意図的に諱で呼ばれていることになる。なお古今人表では「下中」という極めて低い評価になつていて。

「伍子胥」 古今人表では「中上」という評価であるが、『上海博物館藏戰國楚竹書（五）』所収『鬼神之明』では、伍子胥を「聖人」としている。戦国時代において非常に高い評価がされていたことがあることが知れるのである。

《余説》

『繫年』もそうであるが、やはり「孫武」が登場することはない。孫子伝承の形成において、考慮すべき事象とも言えようか。また、「呉王光」という表現について、「光」は諱であり、「良臣」に挙げられる国君の中で、闔廬だけが諱で呼ばれていることになる。ここに呉王を貶めるという意識を読み取れば、「良臣」の作者が、呉国または闔廬に対し、何某かの念を持っていたとも考えられよう。

《原文 第十二段》

越王句踐有大「夫」種、有范蠡。

《訓読》

越王句踐に大「夫」種有り、范蠡有り。

《原文 第十三段》

秦穆公有羖大夫。

《訓読》

秦の穆公に羖大夫有り。

「越王句踐」「呉王光」という表現が他の先秦文献に類

例を見ないので対し、「越王句踐」という標記は、『荀子』宥坐や『韓非子』儲說上、『呂氏春秋』當染、尊師、察傳ほか、類例は多い。古今人表では「中上」となっている。

「大「夫」種」 古今人表では「中上」となっている。原注〔三七〕は、「大」字の下に合文記号を脱している、とする。これは、当該人物が「大夫種」に比定されるからである。しかし「大夫文種」と記述されることもあり、また『呉越春秋』などでは「文種」とだけ記されることにも留意すべきか。『良臣』では楚の臣下以外を「官職名+人名」で表記することなく、もしこれが「大夫+種」であれば、やや不自然になる。ただし竹簡の写真版を見れば、「文」字ではなく明らかに「大」字である。

「羖大夫」 原注〔三九〕、「羖」字を隸定では「胥」字に作るが、これを声符「刃」に従つて「股」であるとし、

これを「羖」字とする。そして、『史記』秦本紀における「百里奚」の号「五羖大夫」であるとする。穆公の代表的臣下として第一に挙げられるのは「百里奚」であろうし、原注の比定は妥当と思われる。

ただし、すると『史記』において「百里奚」は「五羖羊皮」によつて買ひ戻されたからこそ「五羖大夫」と称することとなつた、という伝承と、やや整合性が取れなくなる。「五」枚というのは、後世に何らかの理由で付加されたものなのであろうか。なお、やはり原注「三九」、「夫」字の下にある重文記号は衍字とすることに従う。

《原文 第十四段》

宋 [七] 有左師。

《訓讀》

宋に左師有り。

〔宋〕「左師」 原注「四〇」が指摘するように、これは宋の襄公のことであり、古今人表では「中下」という評価になつてゐる。楊蒙生は誤つて君命を脱したと見ているが、〔宋〕字の上「夫」字下における重文記号の衍字と合わせ考えると、第七簡の末尾に書写上の乱れが発生しているようである。なお「左師」とは原注が述べるよ

うに、公子目夷のことであり、『左傳』僖公九年に「宋襄公即位、以公子目夷為仁、使為左師以聽政、於是宋治。」と見える。

《原文 第十五段》

魯哀公有季孫、有孔丘。

《訓讀》

魯の哀公に季孫有り、孔丘有り。

〔季孫〕 原注「四一」が指摘するように、具体的には「季康子」であろう。哀公の治世における季孫氏の当主は、「季康子」だからである。ただし、原注は『論語』爲政篇や『左傳』哀公八年、『國語』魯語下に、季康子を単に「季孫」と記す例を挙げているが、実は季孫氏の時の当主を「季孫」とだけ記す例は、『左傳』の随所に見られる。古今人表では「中下」とされている。

〔孔丘〕 孔子のことであることは一目瞭然であるが、『良臣』に登場する名臣は、みな政治なり外交なり軍事なりの、国政に参与して後世に名を遺した者たちである。その一員に孔子が列しているということは、「良臣」が作成されるとき、既に孔子がそのように看做されていた、ということであろうか。

しかし、今に伝わる政治家としての孔子伝承は、『史記』孔子世家にその活躍が記載されているものの、それは定公の時のことであり、そもそも戦国期の文献には見えないものである。哀公の治世にあって、孔子がしばしば哀公の咨問に答え、また進言をしていたことは『論語』などに見え、戦国期において孔子が哀公の相談役とでも言うべき地位にあつた、という認識が広く存在していたと考えることは十分に可能である。その結果、「孔子」は実際に国政に参与はしていないものの、他の名臣とともに列記されることになつたのだろう。

なお、これは言うまでもなく孔子を尊揚することにつながるが、ただし『良臣』が儒家の手になる、ということは考えられない。何故ならば、もし儒家によつていたならば、孔子を「孔丘」と記すのは不自然であり、また「孔子」の扱いがこの程度に留まるとは思えないからである。

《余説》

そもそも季康子は、他の諸侯において挙げられている名臣のように、何か功績があるのか、と言えば、甚だ疑わしい。それ故『漢書』古今人表における評価も、「中下」という低いものとなつてゐる。ではどうして『良

臣』に名を記されているのかと言うと、それは孔子との関係であり、後で登場する子產との対比になつてゐるのではないかろうか。

『良臣』において子產は一際異彩を放つほどの待遇を受けてゐるが、そこでは、「子皮—子產」という順で登場する。これは正卿となつた順序でもあるが、この二人は、子皮が子產の能力を認めて重用し、政権を譲つたという関係がある。すると「季康子—孔子」という順序で登場し、且つこの組み合わせになつてゐる事情も察せられよう。即ち季康子は諸国放浪中であつた孔子を魯に迎え入れており、『論語』には孔子に政治や学問、道徳など幅広い咨問を行つてゐることが見える。つまり季康子は孔子を認め、之を見いだした人物、として認識されてゐると思われるのである。

《原文 第十六段》

鄭桓公與周之遺老史伯、宦仲、虢叔、**八**杜伯、後出封。
《訓讀》

鄭の桓公は周の遺老史伯、宦仲、虢叔、杜伯とともに、後に出封す。

【鄭桓公】 古今人表では「中中」という凡庸な評価しか

されていない。功績という点ではさしてみるべき伝承がないためであろうが、『國語』鄭語における主役の一人が鄭の桓公であることを考へると、戦国時代における歴史伝承の中では、その存在感は大きかつたものと思われる。

〔富仲〕 周飛「清華簡《良臣》篇劄記⁽⁵⁾」は、「毛詩」や金文を根拠とし、「南仲」に比定する。それによれば、

南仲は宣王の時に地位は高く、軍功もあり、「周之遺老」という表現とも合致するという。

〔虢叔〕 原注「四五」は、この「虢叔」を『國語』周語上に登場する宣王の郷士「虢文公」とする。古今人表では「中上」という評価である。

〔杜伯〕 原注「四六」は、宣王の時の臣とし、『國語』周語上「杜伯射王于鄗」の故事を引く。なお、この故事は『墨子』明鬼下にも見える。古今人表の評価は「中中」であり、凡庸である。

〔後出封〕 隸定は「後出邦」であり、原注「四七」は、「後」を「後裔」の意とし、後裔が周の朝廷に留らなかつた、とする。しかし黃傑「初讀清華簡（參）《良臣》、《祝辭》筆記⁽⁶⁾」が指摘するように、「叔向」を挙げる時における「後」の用法と合致しない。陳偉「《清華大學藏戰國竹簡・良臣》初讀一在《清華大學藏戰國竹簡（三）》成果發布會上的講話⁽⁷⁾」と黄傑とが述べるよう、

「邦」は「封」と読み、桓公が畿内の外の鄭に封じられたことを指す、と看做すべきであろう。黄傑も引くように、『周禮』春官宗伯典命に「其卿六命、其大夫四命、及其出封、皆加一等。」同鄭注「出封、出畿内、封於八州之中。」とある。よつて原文も改めた次第である。

《原文 第十七》

鄭定公之相有子皮、有子產、有子大叔。

《訓讀》

鄭の定公の相に子皮有り、子產有り、子大叔有り。

〔鄭定公之相〕 先の「堯之相舜」と同様に、特殊な表記となつてゐる。これは子産らこそが実際の政治をしていた、ということの現れであろう。これは『左傳』でも、例えば襄公二十九年に「鄭子展卒、子皮即位。」とあるように、子皮が政権の座についたことを「即位」と表現している。なお古今人表における鄭の定公は、「中下」という低い評価である。

〔子皮〕「子產」「子大叔」 子皮の古今人表における評価は「中中」であり、子產は「上中」、子大叔は「中上」となつてゐる。

さて、この三者の並びは、そのまま鄭において正卿に

なつた順序でもあり、先に指摘したように、「子皮—子產」の関係は、子皮が子產の才を高く評価し、子產を重用したというもので、この側面が評価されたことが考えられる。『左傳』によれば、襄公三十年に「鄭子皮授子產政。」とあり、子皮は僅か一年にして政権を子產に譲つたことになる。

また子大叔は子產の後継者であり、その活躍は『左傳』にしばしば描かれる。ただし、子產の遺言「我死、子必為政。唯有德者能以寬服民、其次莫如猛。夫火烈、民望而畏之、故鮮死焉、水懦弱、民狎而翫之、則多死焉、故寬難。〔昭公二十年〕」に従わなかつたために失政した、という逸話も描かれるなど、明らかに子產に劣る人物とされている。

要するにこの三者が並び挙げられているのは、子產の周辺を詳述するため、その前後における鄭の執政者を挙げたのであり、子皮と子大叔とが直接的に評価されてのこととは考えにくい。

〔原文 第十八〕

子產之師、王子【九】伯願、肥仲、杜逝、斲斤。

〔訓説〕

子產の師は、王子伯願、肥仲、杜逝、斲斤。

〔王子伯願〕 原注「五二」は、鄭に王子氏があり、『左傳』宣公六年や襄公八年、十一年にその名が見えるが、「良臣」における「王子伯願」その人は未詳とする。なお、次に見える「王子百」も原注「五六」において、王子氏であろうが未詳の人物としている。

〔肥仲〕「杜逝」「斲斤」「子產の師」とされる人物は、いずれも未詳である。

〔原文 第十九〕

子產之輔、子羽、子刺、蔑明、卑登、富之庾、王子百。

〔一〇〕

〔訓説〕

子產の輔は、子羽、子刺、蔑明、卑登、富之庾、王子百。

〔子羽〕 原注「五二」は「行人子羽」とする。『論語』憲問篇に「子曰、爲命、卑謙草創之、世叔討論之、行人子羽脩飾之、東里子產潤色之。」とあり、古今人表では「中上」と評される。ただし、孔子が挙げている世叔は、「良臣」に見当たらない。或いは未詳とされる人物のいづれかなのであるうか。

〔子刺〕 未詳。

〔蔑明〕 原注「五三」において、これは「駁蔑」である。

り、「駿明」「然明」とも称される人物ではないか、とする。「駿蔑」は古今人表において「中中」とされる人物である。

【卑登】原注「五四」は、『左傳』襄公二十九、三十一年などや『論語』憲問篇に見える「卑謙」とする。古今人表では「中上」とされている人物である。

【富之厘】原注「五五」は、『左傳』昭公十六年に見える、子產を諫めた富子とする。

《余説》

この鄭の桓公から子產に至るまでの特殊な扱いが、『良臣』における大きな特徴となつてゐる。それ故に【説明】においても、作者は鄭と密接な関係があつたのではないか、と見ている。しかし、鄭や子產に対し格別の配慮をしてゐる文献は、実は伝世文献の『左傳』や『國語』も同様である。『叔向』の項でも述べたように、『左傳』の中で他と隔絶して発言が多いのは子產であるし、『國語』にしても『鄭語』の存在が、古来より首を傾げられてきた。今後は、『左傳』や『國語』の成立事情も視野に入れつつ、戦国時代における鄭と子產に対する認識について、改めて考えていかなければならぬだろう。

また、『左傳』の中には鄭と子產とに関する情報が多く、鄭の七穆の系譜や相となつた順序などは、詳細に復元できる。しかし、『良臣』において子產の周辺人物として挙げられた人物には未詳も多く、また伝世文献に見られる人物も、参考ではあるが古今人表における評に表されているように、抜きんでた功績を持たない人物がほとんどである。要するに、これらの人物は子產の周辺にいたからこそ『良臣』に挙げられているのであり、全ては子產周辺を詳しく記述するためのものと思われる。晉の叔向も同様の理由によつて、特記する形で挙げられているのかかもしれない。『良臣』の作者が、子產の活躍した時代に近いか、または『左傳』作成時に参照された史伝に比べて、より詳細な資料を持つていた、ということは確実であろう。

《原文 第二十》

楚共王有伯州犁、以為大宰。【一】
《訓詁》

楚の共王に伯州犁有り、以て大宰と為る。

【楚共王】「共」字の隸定は「恭」である。さて、諡号の「共」は『左傳』襄公十三年「秋、楚共王卒。子襄謀

謚。大夫曰、「君有命矣。」子囊曰、「君命以共、若之何毀之。赫赫楚國、而君臨之、撫有蠻夷、奄征南海、以屬諸夏、而知其過、可不謂共乎。請謚之「共」。」大夫從之。」とあるように、王の「恭み」によつてつけられたものである。『左傳』や『韓非子』十過篇は「共王」と記しているが、『良臣』の字体は「恭王」となつており、『韓非子』飾邪篇や『淮南子』氾論訓、人間訓でも「恭王」に作つている。

「有伯州犁、以為大宰」原注「五七」が指摘するよう、伯州犁は『左傳』成公十五年、十六年、昭公元年、『國語』晉語五などに見え、晉から楚に出奔し、後に大宰となつた。『良臣』においては、楚の臣下は「官名+人名」によって記述されていたが、こうした事情から異例の表記になつてゐるものと思われる。

《余説》
ここで再び楚が登場するが、これは奇妙でもある。先に「楚成王」「楚昭王」が並べられていたが、時代から言えば共王はその間にに入るべきだからである。こうしたことから、揚蒙生は、これを書き漏らしたものを作り足した、とみている。

しかし、「以為大宰」という『良臣』において他にな

い表現形式からは、やはり何かしらの意図があつたのではないか、と考えられる。伯州犁は晉から楚へ亡命してきたのであるが、『良臣』に使われてゐる文字にも晉系の風格が認められ、ここに接点が存在するからである。『良臣』に見られる晉系文字について、原書【説明】においても「百」字を「全」に作ることが指摘されており、また劉剛「清華叢《良臣》為具有晉系文字風格的抄本補證⁽⁸⁾」が更に詳細に論じている。

ただし、清華大學藏戰國竹簡は、香港の骨董品市場から買い戻されて清華大学に寄贈されたものであり、出土地点は今なお未詳である。よつて『良臣』が楚地で作成されたのか、それとも晉地か、はたまた別の地かは、現時点では確定的なことは言えない。そこで全ては臆測でしかないが、次のような推論を掲げておきたい。『良臣』の書写者は、現在は楚により、楚の臣名は官職と名とをともに記した。出自は晉から楚にやつてきた一族の流れであり、だからこそ文字に晉系の風格が入り交じつている。また、吳との抗争によつて直接的被害を受け、吳王を諱で呼び捨てるに至った。こうした人物が、何らかの思いを込めて、かつて晉から楚に奔つた伯州犁が大宰にまでなつたということを最後に載せたのではないか。

四、おわりに

前五二二年であるが、最も時代を降るのが「越王句踐」であり、在位は西暦前四六四年まで、また「魯哀公」もほぼ同じく西暦前四六七年までである。

以上、本稿では『清華大學藏戰國竹簡（參）』所収の『良臣』について、釈読と内容とに関する基礎的な考察を行つてきた。君名と臣名とを列举していく、という单纯な形式であるがため、本稿での考察には多分に読み込みすぎの箇所も存在しよう。しかし、こうした単純な内容であつても、人が著述したものである以上、そこには必ず作者の意図が込められており、そして時代風潮も作用していると思われる所以で、敢えて踏み込んだ次第である。諸賢の叱責を請いたい。

さて、最後に『良臣』に見える「時代意識」について、少しばかり述べておきたい。『良臣』に登場する春秋諸侯「晉文公」「楚成王」「楚共王」「齊桓公」「吳王光」「越王句踐」「秦穆公」「宋襄公」「魯哀公」「鄭桓公」「鄭定公」「楚昭王」の十二人のうち、実に「吳王光」「越王句踐」「魯哀公」「楚昭王」の四者が、西暦前五百年以後までも国君であった者である。これは、『良臣』の記述は、取り挙げる人物としては鄭と子產周辺とに重点が置かれているが、焦点が当たっている時代は、実は子產のやや後であるとも言えよう。子產の没年は西暦

ところで、馬王堆帛書『春秋事語』という史書がある。全十六章からなるこの書は、春秋時代における事件を記すものだが、各章につながりはなく、配列も国別、時代順などという規則性がない。その内容は、魯の隱公即位から、西暦前四五三年の晉において韓魏趙の三氏が知伯を攻めたことまでである。このことについて、野間文史『馬王堆出土文献訳注叢書 春秋事後⁽⁹⁾』は、「あたかも『左伝』が記述する時代にぴったりと重なる。こ

れはやはり偶然の一一致ではあるま”。『事語』は後世のいわゆる春秋時代を一つの画期としているのである。」

と述べるのだが、この書の成立について野間は、「諸家の見解を総合すれば、『春秋事語』は少なくとも始皇帝以前に著作され、漢の高祖の初年までに、楚の地で抄写されたものと云ふ」とになるのであろうか」と解説する。

さて、記載される時代が重なりあう『左伝』と『良臣』、『春秋事語』とであるが、更に鄭国に対して特殊な扱いをする文献として、『春秋外伝』たる『國語』がある。その鄭語は「鄭桓公」と「史伯」との対話であり、これが『國語』において、西周時代の末尾に位置する。そして『良臣』でも、「鄭桓公」と「史伯」とは、「齊桓公」以後と「西周」以前との分水嶺として登場している。こうした一連の史書における奇妙な符合については、稿を変えて論じたい。

注

- (1) 清華大學出土文獻研究與保護中心「西歷1101-1111年1月五日」
http://www.ctwx.tsinghua.edu.cn/publish/cetrp/6831/20130105153501836757619/20130105153501836757619_.html
- (2) 『文物』110-111年第十一期、西曆1101-1111年

(3) 中華孔子、西曆1101-1111年1月十八日、<http://www.chinacofucius.cn/Article/Print.asp?ArticleID=4311>

(4) 研文出版、平成二十一年

(5) 清華大學出土文獻研究與保護中心、西曆1101-1111年1月八日、http://www.ctwx.tsinghua.edu.cn/publish/cetrp/6831/2013/20130108220711103193411_.html

(6) 簡帛網、西曆1101-1111年1月七日、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1785

(7) 武漢大學簡帛研究中心、西曆1101-1111年1月四日、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1769

(8) 復旦大學出土文獻與古文字研究中心、西曆1101-1111年1月十七日、http://www.gwzfdan.edu.cn/SrcShow.asp?Src_ID=2002

(9) 東方書店、平成十九年